＊　金融機関の中で、単に個人番号が記載された書類等を受け取り、支払調書作成事務に従事する者に受け渡す立場の者は、独自に個人番号を保管する必要がないため、個人番号の確認等の必要な事務を行った後はできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。

例えば、顧客から個人番号が記載された書類等を受け取る営業担当者と個人番号を管理する担当者が異なるときは、書類等を受け取る営業担当者は、個人番号を管理する担当者にできるだけ速やかにその書類を受け渡すこととし、自分の手元に個人番号を残してはならない。

なお、個人番号が記載された書類等を受け取る担当者も、個人番号関係事務に従事する金融機関の一部として当該事務に従事するのであるから、当該個人番号により特定される本人から当該書類等を受け取る際に、当該書類等の不備がないかどうか個人番号を含めて確認することができる。

＊　保険会社から個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受け、個人番号を取り扱う代理店は、委託契約に基づいて個人番号を保管する必要がない限り、できるだけ速やかに顧客の個人番号が記載された書類等を保険会社に受け渡すこととし、代理店の中に個人番号を残してはならない。

B　保管制限と廃棄

個人番号は、番号法で限定的に明記された事務を処理するために収集又は保管されるものであるから、それらの事務を行う必要がある場合に限り特定個人情報を保管し続けることができる。また、個人番号が記載された書類等については、所管法令によって一定期間保存が義務付けられているものがあるが、これらの書類等に記載された個人番号については、その期間保管することとなる。

一方、それらの事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。なお、その個人番号部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管を継続することは可能である。

＊　金融機関は、支払調書作成事務等を処理する目的で、顧客の個人番号を保管することができる（番号法第19条第３号に該当）。一方、法令で定められた支払調書作成事務等を処理する場合を除き、顧客の個人番号を保管することはできない。

＊　特定口座、非課税口座等、毎年取引報告書の提出が義務付けられている場合には、顧客から提供を受けた個人番号を取引報告書作成事務のために翌年度以降も継続的に利用する必要があることから、特定個人情報を継続的に保管できると解される。

＊　特定口座開設届出書は、租税特別措置法施行規則第18条の13の４第１項第３号により、当該届出書に係る特定口座につき特定口座廃止届出書等の提出があった日の属する年の翌年から５年間保存することとなっていることから、当該期間を経過した場合には、当該特定口座開設届出書に記載された個人番号を保管しておく必要はなく、原則として、個人番号が記載された特定口座開設届出書をできるだけ速やかに廃棄しなければならない。

そのため、個人番号が記載された特定口座開設届出書等の書類については、保存期間経過後における廃棄を前提とした保管体制をとることが望ましい。

＊　支払調書作成事務のために提供を受けた特定個人情報を電磁的記録として保存している場合においても、その事務に用いる必要がなく、所管法令で定められている保存期間を経過した場合には、原則として、個人番号をできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければならない。

そのため、特定個人情報を保存するシステムにおいては、保存期間経過後における廃棄又は削除を前提としたシステムを構築することが望ましい。

※　廃棄方法等の具体的な内容については、事業者ガイドラインの「（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（事業者編）」を参照のこと。

３―⑷　本人確認

●　本人確認（番号法第16条）

本人確認については、番号法、番号法施行令、番号法施行規則(注)及び個人番号利用事務実施者が認める方法に従うこととなるため、適切に対応する必要がある。

（注）番号法施行規則とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則」（平成26年内閣府・総務省令第３号）をいう（以下同じ。）。

〈参考〉

番号法、番号法施行令及び番号法施行規則における本人確認の概要は、次のとおりである。この項目において、「法」は番号法、「令」は番号法施行令、「規」は番号法施行規則をいう（番号法施行規則第１条第１項第１号の場合は、「規１①一」と表記する。）。

①　本人から個人番号の提供を受ける場合

ⅰ　個人番号カードの提示を受ける場合

「個人番号カード」（法16）

ⅱ　通知カードの提示を受ける場合

「通知カード」＋「本人の身元確認書類」

（法16）　（規１①）

- → 運転免許証等（規１①一、二）
  - → 困難な場合（規１①三）
    - → 財務大臣等の特則（規１③一から四まで）
      - → 困難な場合（規１③五）
- → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規３⑤）

ⅲ　ⅰ、ⅱ以外の場合

⑴　書類の提示を受ける場合等

「番号確認書類」＋「本人の身元確認書類」

（令12①一）　（令12①二）

- （令12①一）→ 住民票の写し等
  - → 困難な場合（規３①）
- （令12①二）→ 運転免許証等（規２）
  - → 困難な場合（規３②）
    - → 財務大臣等の特則（規３③）
  - → 電話による場合（規３④）
  - → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規３⑤）

⑵　電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場合

個人番号カードのＩＣチップの読み取り、電子署名等の送信、個人番号利用事務実施者による地方公共団体情報システム機構への確認等（規４）

②　本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合

ⅰ　書類の提示を受ける場合等

「代理権確認書類」＋「代理人の身元確認書類」＋「本人の番号確認書類」

（令12②一）　（令12②二）　（令12②三）

- （令12②一）→ 戸籍謄本、委任状等（規６①一、二）
  - → 困難な場合（規６①三）
  - → 代理人が法人の場合（規６②）
  - → 電話による場合（規９③）
- （令12②二）→ 個人番号カード、運転免許証等（規７①）
  - → 代理人が法人の場合（規７②）
  - → 困難な場合（規９①）
    - → 財務大臣等の特則（規９②）
  - → 電話による場合（規９③）
  - → 特定の個人と同一の者であることが明らかな場合（規９④）
- （令12②三）→ 本人に係る個人番号カード等（規８）
  - → 困難な場合（規９⑤）